

第 2 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

議事要旨

日時：平成 19 年 12 月 3 日（月）

13：22～14：54

場所：倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内

オープンハウス会議室

第 2 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成 19 年 12 月 3 日 (月)

13:22 ~ 14:54

於 倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内
オープンハウス会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、陶浪副会長、小野委員、(有)津島、鈴木委員、
ジエム(有)、楨委員、土倉委員、小林委員、
(有)三和硝子工業所

事務局 ; 酒井部長、吉川次長、三宅所長、室山副参事、岡野次長、
佐伯課長主幹、佐々木主幹、古城主幹、小玉主幹、光枝主任

傍聴者 ; 0名

【審議会会議内容】

- 1 開会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 報告事項1 「第1回審議会議事録の内容について」
- 5 議案第1号 「評価員の選任について」
- 6 閉会

(区画整理勉強会)

- 1 基礎控除方式について
- 2 区画整理事業について

ビデオ上映「まちは生きている ~倉敷駅周辺第二土地区画整理事業~」

【議事】

(会長 委員 事務局)

- 1 : 開会
- 2 : 会議の成立の報告
- 3 : 開会挨拶
- 4 : 配付資料の確認と会議内容の録音要請

5 報告事項「第1回審議会議事録の内容について」

: 委員の皆様、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。それでは、ただいまから会議を進行させていただきます。本日の審議会議事録の署名委員といたしまして、小野委員さんと津島委員さんをお願いいたします。

それでは、本日の審議会の公開、非公開についてでございますが、本日は審議内容において「評価員の選任について」がございます。その中に、評価員の個人情報がございますので、本日の審議会を非公開とすることにいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、引き続きまして会議次第4の「報告事項 第1回審議会議事録の内容について」に移らせていただきますが、10月15日に開催いたしました第1回審議会の議事録に関して、次の審議会冒頭で検討することとしておりますが、事前に事務局より配付いただいておりますので、皆さん目を通されていらっしゃると思いますが、事務局より説明をお願いいたします。

: 議事録の記述内容の説明。
議事録の発言者標記の説明。

: ありがとうございます。この議事録に関しまして、ご意見のある方がおられましたら挙手をもってご発言をお願いしたいと思います。

: 議事録の中に「委員」のような形で書いておられますが、ここも名前を伏せるのですか。冒頭の発言者のとこだけではないのですか。

: 公開要領におきまして、一応このように会長を二重丸、各委員さんを白丸、事務局を黒丸で表記させていただき、公開させていただくという方針になっております。このもと資料につきましては、事務局の誰が回答したとか、それから何々委員さんからの質問があったとかというのは記述しておりますが、情報

公開の趣旨にのっとりまして、各委員さんの名称につきましては名前を伏せて出すというような形になっておりますので、よろしくお願いたします。

: よろしいでしょうか。

: よろしい。

: そのほかの委員さん何かご発言がございますか。

〔他の委員から発言なし〕

: ご発言がないようでございますので、議事録につきましては了承したいと思ます。

6 議案第1号「評価員の選任について」

: それでは、続きまして本日の主たる議題でございます「評価員の選任について」、事務局の説明をお願いいたします。

: それでは、第1号議案「岡山県南都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の評価員の選任について」につきましてご説明をさせていただきます。

諮問書を朗読させていただきます。(委員には審議会資料にて配布)

「倉開第36号、平成19年11月27日。岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会長 守谷 麗様。岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業施行者倉敷市、代表者 市長 古市健三。

土地区画整理評価員の選任について(諮問)。

土地区画整理法第65条第1項の規定により、下記の者を評価員に選任することについて貴会の同意を求めます。

なお、定数につきましては岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業施行条例第19条で3名と規定しております。

記。氏名、小野優、不動産鑑定士。目崎克二、税理士。倉敷税務署推薦者、平田精宏。」以上でございます。

評価員3名の経歴を説明。

評価員の役割を説明。

: ありがとうございます。ただいま評価員の説明がございましたが、これにつきましてご質問のある方は挙手をお願いいたします。

: 前回の審議会の際にお願いしたと思いますが、土地区画整理士という制度がありますが、この3名の方は資格があるのかないのかの確認をまずしたいと思います。それが第1点です。第2点目ですが、小野優さんについては玉島ということですが、これまで玉島の土地区画整理その他等で評価員をされた事実があるのかないのかについて確認したいと思います。2番目、3番目の目崎さん、平田さんにつきましては、税務署ということですが、資産課税、ということでこれを専門的と言えれば専門でしょうが、必ずしも公務員の方が良いとは私は思いませんし、また平田さんに関しては現職の税務署の職員ということですが、どこまで本気でこの市の資産の査定評価等をやっていただく余力があるのかないのか、それについて疑問に思いますので、その点についてのご見解をお尋ねします。

: 事務局説明をお願いします。

: ただいま 委員さんのご質問に対して答弁いたします。第1点目の3人の方につきまして、土地区画整理士の資格を持っておられるかどうかということですが、これは持っておられません。

また、2点目の小野優さんの玉島での区画整理の経験があるかということですが、玉島地区で具体的に評価員になられたという実績はございません。

ただし、小野さんに関しましては不動産鑑定士をされておりますので、区画整理地内等の用地買収等につきましては鑑定等を不動産鑑定士さんに依頼したりしておりますので、区画整理事業の内容等については非常に精通しておられるということがございます。それから、3番目の税務署の推薦についてですが、これは税務署は非常に関連も深い関係がございますということ、また実際には税の問題や、その他諸問題について税務署等にいろいろ相談もしてございます関係で、むしろ非常に区画整理等については詳しい知識をお持ちだと認識しております。ご質問の的に当たるかどうかわかりませんが、そういうことがございます。

: ありがとうございます。

: 先ほど、ご質問なさいましたけれども、土地区画整理士という資格があるので、その点はちょっとご考慮していただければありがたかったなと思います。それから2点目は、この御3名の方が当然のことだと思いますけれども、倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の施行地区内の土地もしくは建物について所有

権または借地権を有しておられないと、利害関係がないと思いますけれども、その点をご確認させていただきたいと思います。

: 事務局お願いします。

: 土地区画整理士等については是非というご要望ではございましたけれど、一応私どもの方で、特に有資格者で区画整理に詳しいということで、実務面では税理士さんとか不動産鑑定士、もちろん区画整理士さんも、区画整理を実施する上では非常に専門的な知識を持っておられるということも当然ではございますが、是非このお三方でお願いをいたしたいということでございます。それから、2番目のご質問でございました事業区域内に土地の所有権がある、ということでございますが、これは権利者ということになりますので利害関係がおっしゃられましたようにございますので、適当でございませんで、今回のこの御3名様の方につきまして事業区域内には土地を所有しておりませんということでございます。

: ありがとうございます。
そのほか何かご質問が。

: 先ほどの説明は説明として、この目崎さんにつきましては兎島税務署長を最後に独立されたと、こういう履歴の人だったですね。その場合、資格を取られた方法は、結局20年以上の税務業務を行ったことにより税理士資格を取得されたということと理解したらよろしいでしょうか。第2点目は、下の平田さんについてなんです、現職であると先ほどの質問のときに理解しましたが、独立した判断ができるんでしょうか、こういう現職の方で現実に税務署長の下で働いておられて、私とすれば、行政にいても必ずしも公平性等が保たれるとは思ってはおりませんが、それについてのご見解をお尋ねします。

: 説明をお願いします、事務局。

: まず、第1点目の目崎様の税理士の資格がどのように取得されたかということまで、確認はしておりません。次に、2点目の税務署ご推薦の平田さんですが、官公庁にお勤めであるので、具体的に客観的な立場で意見が述べられるかということではございますが、当事務所の考えとしては当然税の知識を持っておられる範囲のことをフルに活用していただき、あらゆる角度からできるだけ率直な意見を述べていただくと解釈しております。その辺のところはいろ

いろな見方があるかとは思いますが、そういった趣旨でお願いをいたしまして、ご推薦をいただいているということでございます。

： ありがとうございます。税理士の試験につきましては、私も一般試験で資格は取得しておりますが、税務署の職員に関して当時は特例試験というのがございまして、恐らくそれで合格されているのではないかと推量しております。そのほかにご質問ございますでしょうか。

〔他の委員から質問なし〕

： ないようでございますので、質疑を終了させていただきます。それでは、第1号議案につきまして原案どおり決定したいと思います。

： 決まってない、決まってない。

： 皆さん、異議のない方は同意ということで挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

： 挙手多数（9名中7名）でございます。それによりまして、原案どおり決定をさせていただきます。以上をもちまして本日の会議は終了ということになりますけれども。

： すみません。

： はい。

： ただいま同意をいただきました件について、会長さんの方から答申書というものをいただくようになっておりますので、確認のために答申書の文面を読み上げさせていただきます。

： お願いします。

： 議案第1号答申書を朗読。

： ありがとうございます。答申書の朗読がありましたが、以上の答申で皆様

方よろしいでございましょうか。

〔委員より異議なし〕

： それでは、以上朗読されたとおりの答申書を提出させていただきます。以上をもちまして本日の議案は終了でございますが、次回の開催予定日につきまして事務局の案はございますか。できれば本日決定をさせていただく方が何かにつけ都合がいいと思っておりますが。

： 何をやるのですか。

： 次回の議案等について。

： 第3回目の審議会の開催予定につきましては、来年の2月13日の水曜日もしくは14日の木曜日のどちらかで考えております。

： なにをするのですか。

： 審議会の内容につきましては、今日これから勉強会がありますが、基礎控除方式についての協議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

： わかりました。それでは、各委員様に予定を聞いてください。

〔事務局で各委員の予定を聞き取り〕

： それでは申しわけありません。日程調整させていただきました結果ですが、全員の方が出席されるという調整が非常に難しいものですので、一番多く出席していただける7名、もしくは8名ということになると思いますが、2月14日木曜日、夜19時ということで調整させていただきますので、よろしくお願いたします。

： それでは、事務局の発表どおり平成20年2月14日、19時より、この部屋ですね。

： ここでは、このオープンハウスです。

： ありがとうございました。それでは、以上をもちまして審議会を閉会とさせていただきますが、引き続きまして事務局から「基礎控除方式について」と「区画整理事業について」の説明がございますので、皆様ご清聴願いたいと思います。事務局よろしくお願いたします。

【閉会（14：05）】

【以降、勉強会が14：54まで】

第 2 回

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議規程第8条の規程により署名する。


平成19年12月 3日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 守 谷 麗 

委 員 小 野 眞 

委 員 株式会社 津島 
取締役 津島 幸子